



あだち 広報

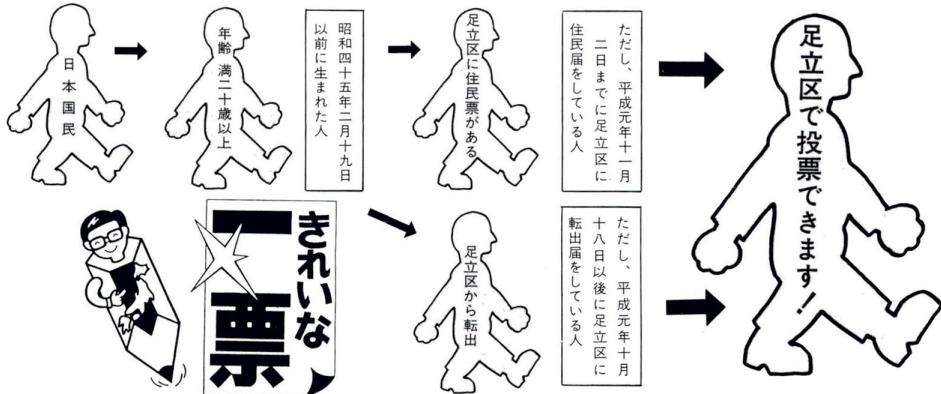
選挙特集号

発行/東京都足立区 〒120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882) 1111 編集/企画部広報課

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

《足立区で投票できる人》

投票できる人は選挙権があり、かつ、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。



衆議院議員選挙 → 候補者名
最高裁判所国民審査 → ×か無記入

足立区から転出した方

平成元年10月18日以降、足立区から転出した方は、投票日まで足立区の選挙人名簿に登録されていれば、足立区で投票できます。

なお、平成元年10月17日以前に転出した方は、足立区で投票することはできません。

足立区内で転居した方

選挙人名簿に登録されている方で、平成2年1月24日までに区内転居の届出をした方は、新住所地の投票所で投票できますが、平成2年1月25日以降に区内転居の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

足立区に転入した方

平成元年11月3日以降に、足立区へ転入した方は、選挙人名簿に登録されるために必要な住所要件が満たされないため、足立区で投票することができません。前の住所地で投票することになります。ただし、前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

足立区で投票できる方

今回の衆議院議員選挙で、足立区で投票できる方は、日本国民で年齢満20歳以上（昭和45年2月19日以前に生まれた方）であり、足立区の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿に登録されるには、足立区に住居があり、かつ、平成元年11月2日までに住民登録をしている方が、足立区で投票できます。

投票日

2/18

(日)

午前7時～午後6時

第39回衆議院議員選挙が2月18日(日)に行われます。同時に、最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

選挙は、私たちが政治に参加する大切な第一歩であるとともに、私たちの意志を政治に反映させる貴重な機会です。人ひとりが棄権することなく大切な一票を投票しましょう。

投票日に投票所へ行けない方や身体が不自由な方へ

事前に投票できます 不在者投票

投票は、原則として、本人が投票日に投票所で行うものですが、次のような理由で、当日投票所へ行けない場合は、不在者投票ができます。

- 投票日に、投票区の区域外で職務や業務に従事する方。
- 投票日に、やむを得ない用務で区外へ旅行中、滞在中の方。
- 病気、妊娠、身体の障害などのため、投票日当日に歩くことが困難な方。
- 足立区から転出した方で、足立区に投票資格のある方。
- 不在者投票の方法

《窓口でする不在者投票》

不在になる理由を書類に書いていただきます。なお、印かんとう入場整理券(届いている場合)を持参してください。

●受付期間

2月17日(土)まで

※ただし、中央本町庁舎は、2月17日(土)まで

郵便(在宅)投票

身体が不自由な方で、次の事由に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。

- 身体障害者手帳を持ち、両下肢、体幹、移動機能の障害の程度が1級または2級の方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害の程度が1級または3級の方。

投票所では、身体が不自由な方、または、字の読み書きができない方で、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために、代理投票を行っています。

また、目の不自由な方は、点字投票をすることができます。

《代理投票の方法》

代理投票をする方は、投票所で、投票所係員に代理投票をする旨を申し出てください。代理投票該当事者と判断された場合、その場で補助者2人(投票所係員)が付き

代理投票と点字投票

投票所では、身体が不自由な方、または、字の読み書きができない方で、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のために、代理投票を行っています。

また、目の不自由な方は、点字投票をすることができます。

《点字投票の方法》

点字投票をする方は、投票所で、投票所係員に点字投票をする旨を申し出てください。点字投票用の投票用紙が渡され投票できます。

●また、投票所には、車椅子・老眼鏡が用意してありますので、ご希望の方は、投票所係員までお申し出ください。

◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。☎(882)1111(代)

登録番号 1-962

忘れずに投票

足立区で不在者投票のできる指定病院（老人ホーム）

病院等の名称	所在地
医療法人財団 梅田病院	梅田 7-1-2
医療法人財団 綾瀬病院	綾瀬 6-3-1
医療法人財団 足立区立 市民病院	千住東 1-20-12
医療法人財団 協和会 市原病院	足立 1-19-2
社会福祉法人 勝楽堂病院	千住柳町 5-1
医療法人財団 芳仁会 佐々木病院	梅田 7-23-17
尾竹橋病院	千住桜木 2-11-8
医療法人財団 協和会 西新井病院	西新井 5-7-14
足立田園病院	舎人 2-17-14
医療法人財団 アヤマ病院	西新井 2-23-1
博慈会 記念病院	鹿浜 5-11-11
内田病院	千住 2-39
医療法人財団 三善会 上野病院	竹の塚 5-12-11
医療法人財団 博愛会 敬仁病院	新田 2-16-13
医療法人財団 協和会 柳原病院	柳原 1-27-5
老人病研究所 付属病院	鹿浜 5-13-7
西川病院	東和 2-16-3
社会福祉法人 聖風会 養護老人ホーム 足立老人ホーム	花畑 4-39-10
社会福祉法人 聖風会 特別養護老人ホーム 足立新生苑	花畑 4-39-10
東京都足立区しまね園	鳥根 2-24-2
医療法人財団 厚生会 等 調病院	一ツ家 4-3-4
医療法人財団 野水 友愛病院	西新井 6-32-10
医療法人財団 野水 友愛 井口整形外科 病院	花畑 4-33-8
博慈会 記念病院 分院	千住 2-19
足立東部病院	鹿浜 5-14-8
社会福祉法人 愛寿会 特別養護老人ホーム 紫陽園	梅島 2-35-16
社会福祉法人 愛寿会 特別養護老人ホーム 紫陽園	入谷 3-3-6

投票 しましょう

2月18日(日) 午前7時～午後6時

衆議院議員選挙

従来どおり足立区は、葛飾区、江戸川区とともに、東京都第10区で、定数は5人です。

投票用紙には、候補者名を記入します。

最高裁判所裁判官国民審査

最高裁判所裁判官国民審査は、裁判官に任命されたから、最初の衆議院議員選挙の際に行われることになっています。

今回は、昭和61年の衆議院議員選挙以降に任命された、8名の裁判官が、審査に付されます。

投票用紙には、あらかじめ裁判官の氏名が印刷されています。

やめさせたいと思う裁判官には、氏名の上の欄に×印を書いてください。

やめさせたい裁判官がない場合は、なにも書かないでください。

入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。

例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキは2枚（1枚が2名分で、もう1枚は1名分）お送りします。

投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。

入場整理券が、万一届かなかつたり、紛失しても、選挙人名簿に登録されている場合は、投票できます。

投票日当日、投票所の「庶務・調票」係で、投票用紙を記入していただきます。

選挙公報

衆議院議員選挙の選挙公報と、最高裁判所裁判官国民審査の審査公報は、新聞折込みでお届けします。

※折込日 2月14日(ごらの朝刊、(朝日)読売・毎日・日経・東京・産経)の各新聞

※これらの新聞を購読していない世帯の方は、区施設や区内各駅に選挙公報スタンドを設置しますので、ご利用ください。

入場整理券

入場整理券は、世帯ごとに2名連記式のハガキでお送りします。

例えば、有権者が3名の世帯には、ハガキは2枚（1枚が2名分で、もう1枚は1名分）お送りします。

投票所へおいでになるときは、ご自分の入場整理券を確認のうえ、切り離してお持ちください。

入場整理券が、万一届かなかつたり、紛失しても、選挙人名簿に登録されている場合は、投票できます。

投票日当日、投票所の「庶務・調票」係で、投票用紙を記入していただきます。

公職選挙法の改正

「寄附の禁止」「あいさつ状の禁止」「あいさつ広告の禁止」など公職選挙法を改正

公職選挙法が昨年12月に改正され、今年2月1日から施行されました。主な改正点は次の4点です。

- 候補者等（公職にある者も含みます）の寄附の禁止が強化されました。
- 候補者等が選挙区にある者に対し行方寄附は禁止されていますが、それが加えられ、原則として罰金20万円以下の罰金が設けられました。行ったよ寄附としては政党、政治団体または候補者等の親族への寄附、候補者等が行う講習会等の集会での実費補償があります。（本人が出席する結婚式の祝儀葬式の香典は罰則がありません）
- また、有権者が候補者等を威迫し寄附の勧誘、要求した場合、要求した者に1年以下の懲役若しくは禁固又は10万円以下の罰金が科せられることになりましたので、ご注意ください。
- 後援団体が行う寄附は特定の寄附を除き禁止されました。従前は一定期間を除き寄附が出来るでしたが、今回の改正で特定の寄附を除きすべて禁止されました。「花輪」「香典」「祝儀」なども禁止に含められます。また、特定の寄附でも一定期間は禁止されます。この違反も罰せられます。
- 候補者等や後援団体の有料のあいさつ広告、いわゆる名刺広告はすべて禁止されました。
- 違反すると罰せられます。また、候補者等や後援団体に対し威迫して広告を求めますと、求めた者も罰せられますのでご注意ください。
- 候補者等の年賀や書中見舞などの時候のあいさつ状は禁止されませんでした。

以上が今回の改正の要点ですが、選挙管理委員会は、いままでも「贈らない、求めない、受け取らない」運動を行ってきました。これからは、有権者の方々にご理解と協力をお願いいたします。

あなたの投票所を確かめましょう—投票区域一覧

投票所名称	所在地	区	域
1 千寿第八小学校	千住開道16-1	千住開道、千住権町、千住東一丁目	
2 柳原小学校	柳原2-49-1	柳原一、二丁目	
3 第十六中学校	千住旭町38-1	日ノ出町、千住旭町(24-終)	
4 千寿第四小学校	千住旭町10-31	千住旭町(1-23)、千住東二丁目	
5 千寿第一小学校	千住3-30	千住三、四、五丁目	
6 千寿小学校	千住1-25-1	千住一、二丁目、千住仲町	
7 第一中学校	千住河原町4-7	千住橋戸町、千住河原町	
8 千寿第二小学校	千住宮元町6-1	千住宮元町、千住緑町一、二、三丁目	
9 千寿第六小学校	千住龍田町9-1	千住龍田町、千住中居町	
10 千寿第三小学校	千住大川町17-1	千住大川町、千住勇町	
11 柳町会館	千住柳町11-4	千住柳町	
12 第三中学校	千住元町18-17	千住元町、千住桜木一、二丁目	
13 宮城小学校	宮城1-27-25	小台一、二丁目、宮城一、二丁目	
14 新田小学校	新田2-30-1	新田一、二、三丁目	
15 江北小学校	江北3-50-1	堀之内一、二丁目、榑一丁目、江北二、三丁目	
16 高野小学校	江北5-4-1	江北四、五丁目	
17 扇小学校	扇2-30-1	江北一丁目、扇二丁目、扇三丁目(1-17)	
18 寺地小学校	扇1-7-1	扇一丁目	
19 本木小学校	本木北町7-1	本木東、南、西、北町	
20 興野公民館	興野2-1-5	興野一、二丁目	
21 西新井小学校	西新井本町4-9-27	西新井本町四、五丁目、西新井栄町一丁目(1908)(20-2204)(22の13)、西新井栄町三丁目(1-2)(30の1-305)(30の11)(40の1-406)(40の16)(50の1)(50の3-50の17)(50の19-50の36)(60の2-60の5)	
22 第五中学校	西新井本町2-3-1	西新井本町一、二、三丁目、扇三丁目(18-終)	
23 栗原小学校	西新井栄町2-10-18	西新井栄町一丁目(10の16)(20の4)(70の9)(9)(100の2-100の15)(11-13)(15-18)(190の15)(220の6-220の12)、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目(30の6-30の10)(40の8-40の15)(50の8)(60の1)(60の7-60の12)(7-終)、栗原三、四丁目	
24 関原小学校	関原3-38-3	関原三丁目、本木二丁目(1-28)	
25 関原防災事務所	関原2-35-24	関原二丁目、本木二丁目(1-28)	
26 本木東小学校	本木1-14-15	関原一丁目、本木一丁目	
27 梅島第二小学校	梅島3-27-4	梅島三、四丁目、梅島五丁目(1-4)	
28 第九中学校	梅島6-32-1	梅島二丁目、梅島五丁目(5-終)、梅島六丁目、西新井栄町一丁目(10の1-10の11)(5-6)(7の1-7の7)(7の18-7の19)(8)(10の1)(10の16)(14)	
29 梅島小学校	梅島7-35-1	梅島七、八丁目、梅島一丁目	
30 梅島第一小学校	梅島3-37-4	梅島二、三丁目	
31 栗島小学校	青井6-13-10	青井一、四、五、六丁目、中央町四、五丁目	
32 弥生小学校	中央本町2-5-1	中央本町一、二、三丁目	
33 千寿第五小学校	足立1-13-10	足立一、四丁目、梅田一丁目	
34 五反野小学校	足立3-11-5	足立三、三丁目	
35 弘道小学校	西綾瀬4-7-27	西綾瀬一、二、三、四丁目	
36 第十一中学校	弘道1-38-15	青井二丁目、弘道一丁目、弘道二丁目(1-15)	
37 東加平小学校	加平1-12-12	加平一、二、三丁目、綾瀬六、七丁目、谷中一、二、三、四、五丁目	
38 東綾瀬中学校	綾瀬9-23-14	綾瀬六丁目(17-終)、綾瀬四、五丁目、東綾瀬一丁目	
39 綾瀬小学校	綾瀬3-12-15	綾瀬一、二丁目、綾瀬三丁目(1-16)	
40 北三谷小学校	東和1-17-12	東和一、二丁目、東綾瀬二丁目	
41 東瀨江小学校	東和3-20-11	東和三、四、五丁目、東綾瀬三丁目	
42 長門小学校	中川1-19-32	中川一、二丁目	
43 大谷田小学校	中川4-41-27	中川三、四、五丁目	
44 中川小学校	大谷田3-17-20	大谷田一、二、三、四、五丁目	
45 第十三中学校	神明南1-16-1	廣沼一、二丁目、神明一、二、三丁目、神明南一、二丁目、北加平町	
46 花畑小学校	南花畑3-22-1	南花畑一、二、三丁目	
47 花畑中学校	花畑1-31-1	花畑一、二丁目、南花畑四、五丁目	
48 花畑西小学校	花畑4-21-1	花畑三、四、五丁目	
49 瀨江中学校	保木間3-6-6	保木間一、二、三、四、五丁目、東保木間一、二丁目	
50 東栗原小学校	一ツ家3-20-1	一ツ家二、三、四丁目、西加平一、二丁目、六町一、二、三、四丁目	
51 鳥根小学校	鳥根3-28-11	東原一、二丁目、鳥根一、二、三、四丁目	
52 保木間小学校	竹の塚3-6-3	六町一丁目、竹の塚三丁目	
53 竹の塚小学校	竹の塚1-8-1	六月二、三丁目、竹の塚一、二丁目	
54 瀨江小学校	西保木間1-10-3	西保木間一丁目、竹の塚四、五、六丁目	
55 瀨江第二小学校	西保木間4-2-1	西保木間二、三、四丁目、竹の塚七丁目	
56 第十四中学校	西竹の塚1-8-1	伊興町前通、伊興一丁目(1-4)(7-17)(20-終)、伊興三丁目(1-6)(8-9)(9)(9の4-19)、西竹の塚一丁目	
57 伊興小学校	伊興4-16-1	伊興一丁目(18-19)、伊興二丁目(1-2)(9-終)、伊興三丁目(7)(9の10-9の13)(20-終)、伊興四丁目、伊興五丁目(1-4)(6-17)(20-終)、西伊興二丁目(1-10)(12)、西伊興三丁目、古千谷一丁目、古千谷二丁目(3)	
58 西新井第二小学校	西新井4-34-1	西新井二、三、四丁目、西伊興一丁目、西伊興二丁目(11)、西伊興町(42-44)、伊興一丁目(5-6)、伊興二丁目(3-8)	
59 西新井第一小学校	西新井6-21-3	西新井一、五、六、七丁目	
60 鹿浜小学校	鹿浜4-20-22	鹿浜四丁目、江北六、七丁目、榑二丁目	
61 鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1	鹿浜一、二、三、五丁目	
62 鹿浜第一小学校	谷在家2-24-1	谷在家一、二、三丁目、加賀一、二丁目、血沼一、二、三丁目、鹿浜六、七、八丁目	
63 舎人小学校	舎人町224	舎人一、二、三、四、五丁目、舎人町、入谷町、古千谷二丁目(5-終)、古千谷三、四、五丁目、古千谷町、入谷五丁目	
64 青井小学校	青井3-12-2	青井三丁目、弘道二丁目(16-終)	
65 花畑東小学校	花畑6-4-6	花畑六、七、八丁目	
66 中川北小学校	六木1-6-10	佐野一、二丁目、六木一、二、三、四丁目	
67 東伊興小学校	東伊興1-4-15	東伊興一丁目、東伊興二丁目、東伊興町(1)(13-15)(19-44)、西伊興四丁目、伊興五丁目(5-18、19)、伊興町(白幡、五尾、狭間)	
68 平野小学校	平野3-6-3	平野一、二、三丁目、東六月町、保塚町、一ツ家一丁目	
69 入谷中学校	入谷3-6-1	舎六丁目、入谷三、四、六、七、八、九丁目	

◎選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会へ。☎(882)1111(代) 登録番号 1-962